

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年3月27日(2014.3.27)

【公開番号】特開2012-174102(P2012-174102A)

【公開日】平成24年9月10日(2012.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-036

【出願番号】特願2011-37016(P2011-37016)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10 (2012.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 1 8

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月5日(2014.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各車両の使用状況に関わる計測データに基づいて推定される前記各車両の状態から、前記各車両をランク付けしたランキングデータを生成し、評価を行う車両の基準査定額を、前記ランキングデータを参照して得られる前記各車両中の前記評価を行う車両の順位に応じて補正し、最終査定額として出力する演算部を備える、

車両評価装置。

【請求項2】

前記計測データに基づいて推定される前記各車両の状態の情報が逐次格納されるデータベースを更に備え、

前記演算部は、前記データベースに定期的にアクセスして前記ランキングデータを逐次生成し、前記補正の際は、前記基準査定額を、最新の前記ランキングデータを参照して得られる前記車両の順位に応じて補正し、前記最終査定額として出力する、

請求項1に記載の車両評価装置。

【請求項3】

前記演算部は、前記計測データであって前記各車両を構成する部品の劣化度とメンテナンス度のデータに基づいて推定される前記各車両の状態から、前記ランキングデータを生成し、前記補正の際は、前記基準査定額を、前記ランキングデータを参照して得られる前記車両の順位に応じて補正し、前記最終査定額として出力する、

請求項1または2に記載の車両評価装置。

【請求項4】

前記演算部は、部品毎の劣化度であって前記各車両の平均的な劣化度と前記評価を行う車両の劣化度とを比較表示した部品毎の劣化度を、前記最終査定額と共に出力する、

請求項3に記載の車両評価装置。

【請求項5】

各車両に搭載されて、車両の使用状況に関わる計測データを該車両から収集する車載機と、

前記各車両の前記車載機から送信される前記計測データに基づいて推定される前記各車両の状態から、前記各車両をランク付けしたランキングデータを生成し、評価を行う車両の基準査定額を、前記ランキングデータを参照して得られる前記各車両中の前記評価を行

う車両の順位に応じて補正し、最終査定額として出力するサーバと、を備える、  
車両評価システム。

【請求項 6】

演算部にて評価を行う車両の基準査定額を、各車両の使用状況に関わる計測データに基づいて推定される前記各車両の状態から、前記各車両をランク付けしたランキングデータを参照して得られる前記各車両中の前記評価を行う車両の順位に応じて補正し、最終査定額として出力する、

車両評価方法。

【請求項 7】

コンピュータに、

各車両の使用状況に関わる計測データに基づいて推定される前記各車両の状態から、前記各車両をランク付けしたランキングデータを生成する処理と、

評価を行う車両の基準査定額を、前記ランキングデータを参照して得られる前記各車両中の前記評価を行う車両の順位に応じて補正し、最終査定額として出力する処理と、を実行させる、

車両評価プログラム。